

条例改正

消防団員に係る退職報償金を 廃止する条例

消防団員の退職報償金に関する事務は、平成2年10月から群馬県市町村総合事務組合に移管されており、この条例の実質的な効力は失われているため、廃止するもの。

《全員賛成》



いつもお疲れさまです

一般職員の期末・勤勉手当の支給月数

区分		6月期	12月期	計
平成30年度	期末手当 勤勉手当	1.225月 0.90月	1.375月 0.95月 (現行 0.90月)	4.45月 (現行 4.40月)
平成31年度	期末手当 勤勉手当	1.30月 0.925月	1.30月 0.925月	4.45月

《全員賛成》

特別職の職員(常勤)期末手当の支給月数

区分	6月期	12月期	計
平成29年度	2.075月	2.325月	4.40月
平成30年度	2.125月	2.325月 (現行 2.275月)	4.45月 (現行 4.40月)
平成31年度	2.225月	2.225月	4.45月

《賛成多数》

議員の期末手当の支給月数

区分	6月期	12月期	計
平成29年度	2.075月	2.325月	4.40月
平成30年度	2.125月	2.325月 (現行 2.275月)	4.45月 (現行 4.40月)
平成31年度	2.225月	2.225月	4.45月

《賛成多数》

村職員、特別職員及び議員の給与等の改正

一般職の職員の給与に関する法律の改正に準じ、特別職の職員で常勤のもの及び議会議員の期末手当の支給月数の改定を行うもの。

指定 管理者の 指定

施設	指定管理者	指定期間	結果
榛東村 ふれあい館	榛東村社会福祉協議会 会長 善養寺 徳男	平成 31 年 4 月から 平成 34 年 3 月まで	全員賛成
榛東村 福祉センター	榛東村社会福祉協議会 会長 善養寺 徳男	平成 31 年 4 月から 平成 34 年 3 月まで	全員賛成



ふれあい館



福祉センター

請願者	請願件名	審査結果
群馬県自治体 一般労働組合 執行委員長 宮内 政己 氏	「会計年度任用職員制度施行に伴う臨時・非常勤職員の地位・待遇改善を求める」意見書提出を要請する請願書	採 択 総務産業建設常任委員会で 12 月 5 日審議した結果、地方公務員法及び地方自治法の改正による臨時・非常勤職員の地位・待遇改善という視点及び改善を行うための国における十分な財源措置を求める観点から、当該意見書を国の関係機関に提出することに賛同する。よって、本陳情は全員賛成で採択する。

請願

発委

総務産業建設常任委員会より

国の関係機関に提出する意見書が提出され、全員賛成で可決されました。

意見書提出

- 一、各自治体に対し、会計年度任用職員制度の周知徹底を図るとともに、更なる実態把握に向けて、必要な調査を行うこと。
- 一、会計年度任用職員制度に必要な財源については、地方財政計画に反映させるなど、確実に確保すること。また、自治体が運営する地方公営企業に任用される職員もその対象とすること。
- 一、人材確保や任用の安定の観点から、引き続き、制度の安定的運用に向けて検討を重ねること。